

銚田市地域クラブ管理運営規程

(目的)

第1条 この告示は、銚田市地域クラブ設置要綱(令和8年銚田市教育委員会告示第1号。)第17条の規定に基づき銚田市地域クラブ(以下、クラブという。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動場所)

第2条 クラブの活動場所は、原則、市内小中学校施設又は市内公共施設(以下「施設」という。)とする。

- 2 銚田市地域クラブのクラブ員(以下、クラブ員という。)は、施設を利用する際に当該施設を管理する施設管理者、学校長及び教育長の指示に従うものとする。
- 3 指導者及びクラブ員は、施設利用時に事故が発生した場合は、直ちに事務局に報告するものとする。
- 4 指導者及びクラブ員は、現状有姿で施設を利用するものとする。

(活動時間)

第3条 クラブの活動時間は、茨城県地域クラブ活動ガイドラインに準じて平日2時間、休日3時間の週11時間を上限とし、休養日を平日、休日それぞれ1日以上設けることとする。

- 2 クラブの活動は、当面の間休日のみの活動とする。
- 3 大会等参加などやむを得ない事情により、1日の上限を超えて活動した場合には、休養日を振り替えるなど、速やかに活動時間を調整しなければならない。

(設置種目)

第4条 クラブに設置する種目については、別表のとおりとする。

(会費)

第5条 クラブの会費は年会費と月会費とする。

- 2 クラブの会費の金額は、原則、年会費を1,000円とし、月の活動回数に応じて、2回活動する種目は1,000円、4回以上活動する種目は、2,000円とする。ただし、教育長が認める場合は金額を変更することができる。
- 3 月会費は、月単位とし、所属日数に関わらず1箇月分の会費を納入するものとする。
- 4 年会費の納入は、最初の月会費の納入と合算して支払うこととする。
- 5 月会費の納入期限は、4月分から6月分までを7月31日までに、7月分から9月分までを10月31日までに、10月分から12月分までを1月31日までに、1月分から3月分までを4月20日までにそれぞれ合算して納入するものとする。なお、納入期限が休日の場合は、その翌日を納入期限とする。

- 6 退会したクラブ員の会費は、退会した月までに支払う年会費及び月会費を、退会した翌月末までに納入するものとする。
- 7 会費の納入については、クレジット払い、口座振替又は窓口での納付とする。
- 8 クラブにおいて会費の納入が1箇月遅延した場合は、退会対象とする。

(返金)

第6条 クラブの支払い済みの会費については、原則として返金しない。ただし、以下の各号に当てはまる場合は、一部又は全額を返金する。

- (1) 天変地異その他やむを得ない事情により、クラブの活動が継続不可能となった場合
- (2) その他教育長が認める場合

2 返金は、該当する事象が発生した日から速やかに行うものとする。その際の手数料は事務局が負担する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、クラブの管理運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

別表(第4条関係)

運動系	陸上競技	体操競技	バドミントン
	サッカー	バスケットボール	バレーボール
	軟式野球	剣道	ソフトテニス
	卓球	スポーツクライミング	
文化系	吹奏楽	文化・芸術	